

ジャバラユニット協会 規約

■第1章 総則

名称

第1条 本会は、ジャバラユニット協会（以下、「協会」という）と称する。

事務所

第2条

協会の事務所は、有限会社 柳井通商内

福岡市中央区大手門1丁目2-9-703に置く。

目的

第3条

協会は、主に鉄筋ジャバラユニット工法技術を活用した事業(以下「鉄筋ジャバラユニット工法普及」という。)の共創及びその支援事業等の活動を通じて、鉄筋ジャバラユニット工法技術の向上・発展と鉄筋ジャバラユニット工法普及に寄与し、我が国の国際的な産業競争力の向上に貢献することを目的とし、以下の活動を行う。

活動

第4条

- (1) 鉄筋ジャバラユニット工法普及に関連する各種研究及び情報提供
- (2) 鉄筋ジャバラユニット工法普及の事業化推進に向けた実証事業の選定及び支援
- (3) 鉄筋ジャバラユニット工法普及の事業化推進に向けた各種支援事業
- (4) 関係省庁、研究機関、その他関係機関・団体との連携及び意見交換
- (5) 鉄筋ジャバラユニット工法普及の事業化推進に向けた営業活動
- (6) 鉄筋ジャバラユニット工法に係る技術者等の人材育成、研修及び就職支援
- (7) その他のこの協会の目的を達成するために必要な事業

■第2章 会員

会員

第5条

会員は次の3種類の法人とする。

- (1) 正会員は、この協会の目的に賛同し、入会した法人とする。
- (2) 特別会員とは、正会員のうちこの協会に対する功労が顕著な会員とする。
- (3) 賛助会員とは、この協会の事業を賛同するために入会した中小法人（※1）とする。
- (4) 特別賛助会員とは、この協会の事業を賛同するために入会した中小法人以外の法人とする。

（※1）ここでいう中小法人とは、普通法人のうち各事業年度終了の時において資本金の額が1億円以下であるもの。ただし、各事業年度終了の時において次に掲げる法人に該当するものは除外される。（法人税法66条2項、6項2号）。大法人（資本金の額が5億円以上である法人等一定の法人）との間に当該大法人による完全支配関係がある

普通法人。)

入会

第6条

協会に入会を希望する法人は、二社以上の会員の推薦を受け、所定の入会申込書により、FAX・電磁的方法・郵送等のいずれかの方法にて入会申込をし、理事長の承認を得るものとする。

入会金

第7条

会員は以下に定める入会金を納入しなければならない。

入会金 事務手数料として 11,000 円 (消費税 10% 1,000 円込)

各会員は契約時印紙代として 4,000 円を負担する。

会費

第8条

会員は以下に定める会費を納入しなければならない。

年会費 正会員 63,000 円 (消費税 10% 5,727 円込)

賛助会員 55,000 円 (消費税 10% 5,000 円込)

特別賛助会員 110,000 円 (消費税 10% 10,000 円込)

特別会員は過去の功労を鑑み、負担はないものとする。

初年度購入

第9条

会員は入会初年度に最低 10 万本以上の J ワイヤーを購入するものとする。

購入目標

第10条

会員は毎年最低 3 万本以上の J ワイヤー購入目標を掲げるものとする。

退会

第11条

会員は退会届を提出して、任意に退会することが出来る。

次の理由によって会員資格を失う。

(1) 会員が退会の意思を書面又は電磁的方法で提出したとき。

(2) 法人が解散したとき。

(3) 会員が規約に違反することにより協会が損害を受けた場合

退会勧告および除名

第12条

会員が次の各号の一つに該当する場合には、理事長によりこれを解任することができる。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 協会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合

理事長は、退会の勧告又は除名処分をしようとする場合には、事前に会員を理事会に出席させ弁明する機会を与えなければならない。

抛出金品の不返還

第13条

会員がすでに納入した経費、その他の抛出金品は、返還しないものとする。

■第3章 役員

役員

第14条

協会には次の役員を置く。

理事長	1名
事務局長	1名
副理事長	1人以上10人以内（副理事長は設けない場合もある。）
理事	2人以上10人以内
監事	1人以上2人以内

選任等

第15条

- (1) 追加の理事及び監事はその定員の範囲内において、総会の承認により選任される。
- (2) 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

役員職務等

第16条

- (1) 理事長及び理事は、協会を代表し、その業務を遂行する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長から指名を受けた副理事長がその職務を代行する。副理事長のなかであらかじめ優先順位をつけなければならない。しかし、置かない場合は、その非にあらず。
- (3) 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、協会の業務を遂行する。
- (4) 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - イ) 理事の業務遂行の状況を監督すること。
 - ロ) 協会の財務の状況を監督すること。
 - ハ) 監査の結果、協会の業務又は財務に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

- ニ) 前号の報告を行うために必要がある場合には、総会を招集すること。
- ホ) 理事の業務遂行の状況又は協会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

任期

第17条

- (1) 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (3) 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない
- (4) 理事又は監事に欠員が生じたときは、これを補充しなければならない。

解任

第18条

役員が次の各号の一つに該当する場合には、理事長によりこれを解任することができる。

- (1) 会費が支払われないとき
- (2) 内外の諸法令または公序良俗に反する行為を行ったとき
- (3) 協会、他の会員または第三者の商標権、著作権、財産、プライバシーを侵害した場合
- (4) 協会、他の会員または第三者を誹謗中傷する情報を流したとき
- (5) 入会申込書に虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (6) 協会の名誉と信用を失墜させる行為があったとき
- (7) 本規約に違反した場合
- (8) その他、協会が会員として不相当と判断した場合

報酬

第19条

役員報酬については別途規定を設け、理事会で決定する。

■第4章 会議

種別

第20条

協会の会議は、理事会、総会の2種とする。

総会の構成

第21条

総会は、会員のみで構成する。

総会の権限

第22条

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更

- (2) 解散及び合併
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 理事及び監事の選任又は解任
- (5) その他必要と認められる一定の事項

総会の開催

第23条

- (1) 通常総会は、理事会の招集で毎年1月に開催する。
- (2) 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (3) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (4) 会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

総会の招集

第24条

- (1) 総会は理事長が招集する。
- (2) 理事長は招集権者による請求があった場合は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知を発しなければならない。

総会の議長

第25条

総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

総会の客足数

第26条

総会は会員数の4分の1以上が出席しなければ開会することができない。

総会の議決

第27条

- (1) 各総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
- (2) 総会の議事は、この規約に規定するもののほか、議長を除く、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会の議決権等

第28条

- (1) 正会員及び特別会員の議決権は平等なものとする。
- (2) 賛助会員及び特別賛助会員に議決権を付与しない。
- (3) やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決を委任することができる。
- (4) 前項の規定により議決した会員は、前(2)の規定の適用については出席したものとみなす。

理事会の構成

第29条

理事会は理事をもって構成する。

理事会の権限

第30条

理事会は本規約で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項。

理事会の開催

第31条

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。

理事会の招集

第32条

- (1) 理事会は理事長が招集する。
- (2) 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- (3) 理事長は前項の書面による通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知を発出することができる。
- (4) 前3項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

理事会の議長

第33条

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

理事会の決議事項

第34条

- (1) 理事会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
- (2) 理事会の議事は、理事長を除く、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

理事会の議決権等

第35条

- (1) 各理事の議決権は、平等なるものとする。
- (2) やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の理事を代理人として議決を委任することができる。
- (3) 前項の規定により議決した理事は、前条の規定については出席したものとみなす。

■第5章 会計

事業年度

第36条

協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

事業計画および予算

第37条

協会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎年事業年度毎に作成し、理事会の議決を経なければならない。

暫定予算

第38条

- (1) 理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。
- (2) 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

事業報告および決算

第39条

- (1) 協会の事業報告書、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終後、速やかに作成する。
- (2) 決算の内容は、総会開催時、または、電磁的方法をもって会員に報告するものとする。
- (3) 決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

■第6章 規約の変更・解散および合併

規約の変更

第40条

- (1) 協会が規約を変更しようとするときは、総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を経なければならない。
- (2) やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は電磁的方法をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決を委任することができる。

解散

第41条

協会は次に掲げる理由により解散する。

- (1) 総会の議決
- (2) 会員が5社未満となった場合
- (3) 合併
- (4) 一般社団法人として設立時

協会が解散するときは、会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

■第7章 組織

事務局の設置

第42条

- (1) 協会の事務を処理するために事務局を設置する。
- (2) 外部から連絡があった時の窓口機関とする。
- (3) 協会の各組織への伝達機関とする。

エンジニアリング事業部の設置

第43条

協会の普及のために、エンジニアリング事業部を設置する。

エンジニアリング事業部の職務

第44条

- (1) 事務局から依頼された鉄筋ジャバラユニット工法の外部との調整や説明をする。
- (2) その他、エンジニアリング事業に関連する一切の事項

ブロックの設置

第45条

- (1) 協会は全国の会員の把握を容易にするために、北海道ブロック、東日本ブロック、西日本ブロック、九州エブロックを設置する。
- (2) 各ブロックは各会員の互選の上、ブロック長を定めるものとする。
- (3) 各ブロックは今後のブロックの状況に鑑み、細分化または統合することがある。
- (4) ブロック長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- (5) 補欠のため又は増員により就任したブロック長の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- (6) ブロック長は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

ブロック長の職務

第46条

- (1) 理事長が必要と判断した会議を招集する。

- (2) 各ブロックごとのJワイヤー購入の本数を取りまとめる。
- (3) 会員に協会営業活動の割振りをする。
- (4) その他、ブロックに関連する一切の事項

■第8章 雑則

細則

第47条

この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この規約は 令和6年1月1日から施行する。

ジャバラユニット協会

福岡市中央区大手門1丁目2-9-703

理事長 柳井扶美代